

改正後	現行規定
<p>第1条 【略】</p> <p>第2条 クラブおよび団体の登録</p> <p>1. ～4. 【略】</p> <p>5. 申請後（登録後を含む。）、クラブ代表者を変更する場合およびクラブ代表者がクラブの申請資格に定めるクラブ代表者の要件（以下「代表者の要件」という。）を備えなくなった場合には、速やかにその旨を届け出ること。この場合において、新たにクラブ代表者となる者は、代表者の要件を備えていること。</p> <p>クラブ代表者が代表者の要件を備えなくなった場合において、速やかに新たなクラブ代表者を届け出ることができない事情があるときは、その届け出を行うまでの間の当該クラブの運営の責任者を届け出ることにより、登録の要件を備えているとみなすこととする。この場合において、当該責任者は代表者の要件を備えていること。</p> <p>1) 準加盟クラブ 〈申請資格〉</p> <p>(1) 自動車に関するクラブ活動を行っていること。</p> <p>(2) 所属クラブの会員のうち<u>5名以上</u>が J A F の国内競技運転者許可証 B 以上もしくは公認審判員許可証 B 3 級以上の所持者であること。</p> <p>一人で両方の許可証を所持している者については、どちらか一方の許可証でのみ、所属クラブの会員として J A F に届出ることができる。</p> <p>なお、すでに他の登録クラブ、団体を所属籍として J A F に登録されている者を除く。</p> <p>(3) クラブ代表者は申請クラブの会員であり、J A F の国内競技運転者許可証 B 以上もしくは公認審判員許可証 B 3 級以上の所持者であり、所定の様式によるクラブ員名簿に記載されていること。</p> <p>〈申請手続き〉(4) ～ (6) 【略】</p>	<p>第1条 【略】</p> <p>第2条 クラブおよび団体の登録</p> <p>1. ～4. 【略】</p> <p>5. 申請後（登録後を含む。）、クラブ代表者を変更する場合およびクラブ代表者がクラブの申請資格に定めるクラブ代表者の要件（以下「代表者の要件」という。）を備えなくなった場合には、速やかにその旨を届け出ること。この場合において、新たにクラブ代表者となる者は、代表者の要件を備えていること。</p> <p>クラブ代表者が代表者の要件を備えなくなった場合において、速やかに新たなクラブ代表者を届け出ることができない事情があるときは、その届け出を行うまでの間の当該クラブの運営の責任者を届け出ることにより、登録の要件を備えているとみなすこととする。この場合において、当該責任者は代表者の要件を備えていること。</p> <p>1) 準加盟クラブ 〈申請資格〉</p> <p>(1) 自動車に関するクラブ活動を行っていること。</p> <p>(2) 所属クラブの会員のうち<u>7名以上</u>が J A F の国内競技運転者許可証 B 以上もしくは公認審判員許可証 B 3 級以上の所持者であること。</p> <p>一人で両方の許可証を所持している者については、どちらか一方の許可証でのみ、所属クラブの会員として J A F に届出ることができる。</p> <p>なお、すでに他の登録クラブ、団体を所属籍として J A F に登録されている者を除く。</p> <p>(3) クラブ代表者は申請クラブの会員であり、J A F の国内競技運転者許可証 B 以上もしくは公認審判員許可証 B 3 級以上の所持者であり、所定の様式によるクラブ員名簿に記載されていること。</p> <p>〈申請手続き〉(4) ～ (6) 【略】</p>

〈登録の有効期限〉

(7) 新規、更新申請とも、準加盟クラブとして登録された年度の12月31日までを有効期限とする。

〈特典〉

(8) クローズド競技会を主催することができる。

所属会員は、当該クラブ会員証で所属するクラブが主催するクローズド競技会に参加することができる。

(9) J A F 国内スポーツカレンダーに記載登録を行うことができる。

(10) クラブ代表者は国内競技運転者許可証 B および公認審判員許可証 B 3 級を取得する資格を有すると判断した者を J A F に推薦することができる。

ただし、J A F で審査を行い承認された者でなければ許可証は発給されない。

(11) B ライセンス講習会を開催することができる。

(12) J A F 国内スピード競技コースの公認に関する規定に則って、競技コースの公認申請をすることができる。

(13) J A F から自動車スポーツに関する情報を受けることができる。

第2条 2) 加盟クラブ ~ 7) 特別団体 【略】

第3条~第8条 【略】

第9条 本規定の施行

本規定は、2027年1月1日より施行する。

以上

〈登録の有効期限〉

(7) 新規、更新申請とも、準加盟クラブとして登録された年度の12月31日までを有効期限とする。

〈特典〉

(8) クローズド競技会を主催することができる。

所属会員は、当該クラブ会員証で所属するクラブが主催するクローズド競技会に参加することができる。

(9) J A F 国内スポーツカレンダーに記載登録を行うことができる。

(10) クラブ代表者は国内競技運転者許可証 B および公認審判員許可証 B 3 級を取得する資格を有すると判断した者を J A F に推薦することができる。

ただし、J A F で審査を行い承認された者でなければ許可証は発給されない。

(11) B ライセンス講習会を開催することができる。

(12) J A F 国内スピード競技コースの公認に関する規定に則って、競技コースの公認申請をすることができる。

(13) J A F から自動車スポーツに関する情報を受けることができる。

第2条 2) 加盟クラブ ~ 7) 特別団体 【略】

第3条~第8条 【略】

第9条 本規定の施行

本規定は、2022年4月1日より施行する。

以上